校務運営会議規程

制　　定　昭和 45 年 4 月 1 日
最終改正　平成 26 年 4 月 1 日

（目的）

第１条　この規程は、校務運営会議（以下「運営会議」という）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第２条　運営会議は、校長、教育担当教務主事、研究担当教務主事、学生主事、各学科長、一般科長及び事務室長をもって構成する。

２　総合情報センター長、地域協働研究センター長、国際協働研究センター長、広報室長、連携教育推進室長及び相談室長は、それぞれ関連する議題がある場合に、運営会議に出席して意見を述べることができる。

３　議長は校長とし、副議長は教育担当教務主事とする。

（任務）

第３条　運営会議の任務は次のとおりとする。

(1)　教育・研究に係る事項の承認・決定に関すること。

(2)　産学官連携事業に係る事項の承認・決定に関すること。

(3)　その他学校運営に係る事項の承認・決定に関すること。

（会議の開催）

第４条　運営会議は、原則として毎月第１月曜日に校長が招集する。ただし、第１月曜日が休日のときは、校長が別に定める。

（他の委員会との関係）

第５条　他の委員会に関係のある事項について、構成員以外の出席を求めることができるほか、他の委員会に処理を要請することができる。

（事務処理）

第６条　運営会議に係る事務は庶務係が行う。

（その他）

第７条　この規程の改廃は、運営会議の議を経て定める。

附　則

この規程は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

（中略）

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。